平成２９年（フ）第１３８６号
東京都東村山市秋津町３丁目33―40
債務者　澁市　猛雄
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３８８号
東京都小平市喜平町３丁目３―11―102
債務者　鶴岡　優作
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３９０号
東京都大田区仲池上２丁目10―12―402
債務者　佐久間康之
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３９２号
東京都江戸川区松本１丁目15―11
債務者　田邉　光男
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３９３号
東京都練馬区平和台１丁目35―15―212
債務者　坂本　好江（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３９４号
東京都北区赤羽２丁目18―３
債務者　川島みなみ
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３９５号
東京都町田市中町３丁目19―29―205
債務者　高田あゆ美
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３９７号
東京都足立区中川４丁目１－４　日本経済新聞社亀有専売所
債務者　吉田　隆夫
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３９９号
東京都目黒区東が丘１丁目21―15　東が丘荘
債務者　室井ゆかり
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４００号
東京都港区高輪２丁目１－２―301
債務者　吹田　忠幸
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４０１号
東京都港区高輪２丁目１－２―301
債務者　吹田　幸子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４０２号
東京都江戸川区南葛西６丁目９―17―205
債務者　大井　武司
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４０４号
神奈川県川崎市幸区小倉５丁目26―46―201
債務者　水田　文憲
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２７年（フ）第２９９号
静岡市清水区北矢部892番地の11、旧住所静岡市清水区横砂南町11番16号
破産者　亡山口仟雄相続財産
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７号
青森県むつ市苫生町１丁目２番23号
破産者　有限会社村舘建材店
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６０９号
東京都府中市府中町１丁目21番地の７
破産者　株式会社きたスポーツ工芸
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部